

小樽市子育てガイドブック協働発行業務仕様書

1 発行形態

小樽市子育てガイドブック（以下「ガイドブック」という。）は、小樽市（以下「市」という。）の子育て支援情報や支援機関の連絡先などをまとめた情報誌であり、ガイドブックの発行に関する一切の費用は、協働発行业務者が負担し、無償で市に提供する。

2 発行日及び配布期間

発行日：（１）令和８年６月末
（２）令和９年６月末
（３）令和１０年６月末

配布期間：いずれもそれぞれ発行日から１年間（なお、発行前には情報の更新を行うものとする。）

3 配布方法

母子健康手帳交付時や１０か月児健康診査時のほか、小学生以下の子どもがいる転入世帯、こども家庭課及び子育て支援課等において希望者への配布を行う。

そのほか、子育て支援センター、児童館、図書館、予防接種委託医療機関等の子育て世代に関する施設へ配置する。

4 規格及び作成部数

規格：A４版・縦サイズ
ページ数：４０～５０ページ
色：フルカラー
広告：３０％以下（全紙面に占める割合）
紙質：表紙及び本文は事業者と協議の上、決定する。
製本：製本綴じ、横書き、左開き
作成部数：２，８００部／年

5 製作方法などの条件

- （１）企画、編集、印刷、製本及び納品などに係る一切の業務は、協働発行业務者が行うものとし、その際、市と協議の上、市の承認を得なければならない。
- （２）市は、ガイドブックの製作に必要な行政情報を電子データ又は紙原稿で協働発行业務者に提供する。
- （３）協働発行业務者は、納品時に全ページ分のPDFデータを提出することとする。なお、PDFデータは、市ホームページ掲載用に最適化し、目次ごとに１ファイルとする。
- （４）著作権は、協働発行业務者が製作する情報（イラスト・地図など）や広告を除き小樽市に帰属するものとする。

6 費用負担

企画、編集、印刷、製本及び納品など、ガイドブックの製作に要する一切の費用は、協働発行事業者が募集する広告収入により賄うものとし、市は一切の費用を負担しないものとする。

7 広告の取扱い

- (1) ガイドブック全紙面に対する広告の割合はおおむね30%以下とし、広告掲載により得られる収入は協働発行事業者に属する。
- (2) 広告主の募集・広告の製作等は、協働発行事業者が行う。
- (3) 広告の掲載内容については、市と協議の上、決定することとする。
- (4) 掲載内容は、企業や事業所等の広告で、市の広告媒体としての品位、公共性及び公益性を妨げないもので、市民に不利益を与えないものとし、次のア、イに該当するものは掲載対象としないこととする。

ア 広告内容

- (ア) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (イ) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (ウ) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (エ) 政治性のあるもの
- (オ) 宗教性のあるもの
- (カ) 社会問題についての主義又は主張に当たるもの
- (キ) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (ク) その他広告として掲載することが不適當であると市長が認めるもの

イ 業種又は事業者

- (ア) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及びこれに類似する事業
- (イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員が行う事業
- (ウ) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業
- (エ) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生手続中の事業者
- (オ) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条に規定するインターネット異性紹介事業
- (カ) 違法又は不適當な行為により営業停止その他の不利益処分を受けている事業
- (キ) その他広告を掲載することが不適當であると市長が認める業種又は事業者

8 広告等の掲載内容の変更及び取りやめ

- (1) 協働発行事業者が、ガイドブックに掲載する広告や地域情報の内容を変更し、又は取

りやめようとする場合は、速やかに市長に申し出なければならない。

- (2) (1) の場合において、既に配布及び納入したガイドブックがあるときは、市長と協議の上、協働発行事業者の責任において速やかに対応するものとする。

9 その他

- (1) 本業務に伴い入手する個人情報や市の内部情報の取扱いについては、その保護管理体制を確立し、万が一にも情報の漏えい等の事故がないように努めること。また、本事業が完了した後も同様とする。

- (2) 本仕様書に明示のない事項は、市の指示又は市と協議の上、決定する。

10 問合せ先

小樽市こども未来部 こども家庭課

〒047-0008 北海道小樽市築港1 1 番 1 号ウイングベイ小樽1 番街4 階

電話 0134-32-5208

FAX 0134-32-8388

E-mail kodomo-katei@city.otaru.lg.jp